「法と経済学」を用いると廉売規制や価格差別規制などの独占禁止政策の規制強化策は効果が疑わしい。罰金刑や刑事罰と課徴金が課される行政罰という二重の仕組みは非合理的で、課徴金への一本化が望ましい。処分に対する不服の審の公取委の審判も裁判所に置き換えるべきだ。

# 独禁規制 強化は逆効果も

## 経済教室

## 制度をつくる 中 「法と経済学」の視点

## 審判、司法に委ねよ

### 罰金廃し課徴金に一本化

安念 潤司
成蹊大学教授

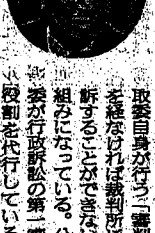

**常識的前提から有用な知見得る**

「法と経済学」は、経済学で開発されてきた分析の道具を法の世界に応用しようとする学問上の方法論である。経済学在込みの道具立てである以上、そこでは、完全競争、市場均衡、余剰、支払い意欲、パレート最適、限界費用、コースの定理、ナッシュ均衡などという独特の用語が頻出する。それが一種の符号（げんかつ）的な雰囲気を醸し出し、普通の法律家に敬遠される一因となってきたことは否定できない。だが、法と経済学の方法は、私のような、いかなる意味でもその道の専門家とはいえない者にも、伝統的な法解釈の方法では得られない視点を間違いなく与えてくれる。昨今話題になっている独占禁止法の改正論議はその好例であろう。

まず法と経済学は、あれこれの法制度がなぜ存在しているのか理由を説明するのに役立つ。例えば、という疑心暗鬼から、自社が率先して「密告」し自社限りの利益を最大化する行動をとってしまう。減免制度はこうした囚人のジレンマに似た状況を作り出す法制度として解釈できるだろう。

次に、制度作りの提案も、法と経済学の得意分野のひとつである。この場合、高度に専門的な知識は持っているに越したことはないが、次のようなごくごくありふれた常識的前提を運用するだけでも、有用な知見が得られる場合が多い。

・消費者の選択の自由は、最高度に尊重されるべきである。

・消費者の選択の自由が確保されるためには、正当な取引制限（カルテル）は、最小限度、つまり市場の失敗を是正する必要がある限り、正当化される。

・政府の規制は、必要最小限度、つまり市場の失敗を是正する必要がある限り、正当化される。

・消費者の選択の自由が確保されるためには、競争的な市場が必要である。

・政府の規制は、必要最小限度、つまり市場の失敗を是正する必要がある限り、正当化される。

明するのに役立つ。例えば、自社が率先して「密告」し自社限りの利益を最大化する行動をとってしまう。減免制度はこうした囚人のジレンマに似た状況を作り出す法制度として解釈できるだろう。

次に、制度作りの提案も、法と経済学の得意分野のひとつである。この場合、高度に専門的な知識は持っているに越したことはないが、次のようなごくごくありふれた常識的前提を運用するだけでも、有用な知見が得られる場合が多い。

・消費者の選択の自由は、最高度に尊重されるべきである。

・消費者の選択の自由が確保されるためには、競争的な市場が必要である。

・政府の規制は、必要最小限度、つまり市場の失敗を是正する必要がある限り、正当化される。

**左右する要因を金銭価値に換算**

独占は確かに市場の失敗であり、政府の介入が正当化される代表的な局面ではある。しかし、介入はとりもなおさず規制であり、政府の失敗のリスクを常に見込む必要がある。例えば、廉売規制の強化を求める声は相変わらず強いが、廉売が消費者の利益そのものである以上、その規制は極度に限定的になされなければならない。規制強化論の描く模様的なシナリオによれば、資金力の豊富な大企業が赤字覚悟の廉売を敢行して中小の事業者を蹴（け）散らし、ライバルが一掃された後で値上げをして悠然と独占利潤の獲得に取り掛かる。

しかし、独占企業が値上げをすれば、待ってましたと新規参入する企業が出てくるのが市場経済の妙味である。もぐらみたいな大手企業による中小いじめの手法とされ、規制強化論が有力である。しかし、標準的な産業組織論によれば、価格差別が発される場合、違反行為により現実に得た利益を全部吐き出させるという制裁を用意すれば、企業は違反行為を行うインセンティブ（誘因）をもたないであろう。制裁が罰金か課徴金かは、この際どうでもよいはずだ。

刑事罰の方が企業のダメージがより大きいのだという人もいるが、ダメージの大小が計量可能なら、どちらの制裁でも可の取り消しを違反行為の制裁とすることもまた性の確保に腐心しても、審判官は、違反行為の摘発に当たる公取委の職員やあるいは違いなく、裁判官との独立性はもちろん、計量可能性という場合、重要なのは、